

産業技術系専門職大学院基準

基準 1 使命・目的および学習・教育目標の設定と公開

- (1) 専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。
- (2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。
- (3) 専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。その知識・能力には、下記の(i)～(vi)が含まれていること。
 - (i) 当該専攻が対象とする技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に活用できる能力
 - (ii) 当該専攻が対象とする技術分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力
 - (iii) 当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養
 - (iv) 継続的に学習できる能力
 - (v) 当該専攻が対象とする技術分野に関する実務を行なうために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネジメント力などの社会・人間関係スキル
 - (vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度また、当該専攻がその特色として、(i)～(vi)以外の知識、能力を修得・涵養させているときには、これを明示していること。
- (4) 研究科及び専攻（以下「研究科等」という）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。

基準 2 学生受け入れ方法

- (1) 学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学（編入学・転入学を含む）させるため、入学者の受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。

基準 3 教育方法

- (1) 教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が定められ、学

生・教員だけでなく社会にも公開されていること。また、カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に意を用いていること。

- (2) 学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。
- (3) カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。
- (4) カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。

また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それに従って教育および成績評価を実施していること。

なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な可否・水準判定だけではなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。

- (5) 学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。
- (6) 授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。
- (7) 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。
- (8) 1年間の授業を行なう期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。

夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行なっていること。

- (9) 多様なメディアを利用して遠隔授業を行なう場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。
- (10) 通信教育によって授業を行なう場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。
- (11) 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行なう場合、実習先が十分確保されていること。

また、実習等の計画・指導・成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること。

基準 4 教育組織

- (1) 教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行なわれるように、教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。
- (2) カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。
- (3) 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。
- (4) 専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。
- (5) 法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。
- (6) 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。
 - (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者
 - (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者
 - (iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者
- (7) 専任教員のうちおおむね 3 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。
- (8) 主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当していること。
- (9) 専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。
- (10) 専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。
- (11) 科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。
- (12) 2 以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも 1 名以上置いていること。
- (13) 教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って採用・昇格および評価を実施していること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。

- (14) カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。
- (15) 教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。
- (16) 職員の質的向上を図る仕組み(スタッフ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる職員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。

基準 5 教育環境および研究環境

- (1) 教育環境において、以下の(i)～(viii)が整備されていること。
 - (i) 学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。
 - (ii) 夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。
 - (iii) 専任教員に対して研究室を備えていること。
 - (iv) 科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。
 - (v) 2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。
 - (vi) 大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。
 - (vii) 学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。
 - (viii) 学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。
また、通信教育を行なう場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行なわれていること。
- (2) 研究環境において、継続的な研究成果の創出のための環境が整備されていること。

基準 6 学習・教育目標の達成

- (1) 学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれに従って修了認定を実施していること。
- (2) 修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。
- (3) 在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。
- (4) 当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。
- (5) 授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。

基準 7 教育改善

- (1) 当該専攻は教育システムが基準 1～6 を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。
- (2) 点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。
- (3) 定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していること。
- (4) 定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動の実施に努めていること。

基準 8 特色ある教育研究活動

- (1) 特色ある教育研究の進展に努めていること。